

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づく事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・第1号被保険者及び任意加入被保険者（以下「被保険者」という）からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ・被保険者の資格取得の届出勧奨 ・被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ・被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ・生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ・老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告
③システムの名称	宛名・口座システム、国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 宛名・口座特定個人情報ファイル
- (2) 国民年金特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46、116、128の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康ほけん課	
②所属長の役職名	健康ほけん課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3782	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康ほけん課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3785	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康ほけん課長 湯谷 静也	健康ほけん課長	事後	人事異動に伴う修正
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一31の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一31、62、83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第24条の2、第47条、第59条	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	IVリスク対策	【様式変更に伴う記載内容追加】	IV全体を新たに記載	事前	
令和4年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一31、62、83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第24条の2、第47条、第59条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一31、83、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第24条の2、第68条の2、第59条	事後	評価の再実施（R4.6）
令和4年6月20日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	[○]委託しない	[]委託しない	事後	評価の再実施（R4.6）
令和5年5月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成30年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価の見直し（R5.5）
令和5年5月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成30年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価の見直し（R5.5）
令和6年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一31、83、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第24条の2、第59条、第68条の2	番号法第9条第1項 別表46、116、128の項	事後	法改正による（R6.5）
令和6年6月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3781	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3782	事後	機構改革による修正（R6.4）